

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (4) 外来種 その本来持つ移動能力を超えて、国外又は国内（道内を含む。）の生息地又は生育地から道内又は道内の特定の地域に意図的又は非意図的に持ち込まれることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）をいう。

（指定外来種の指定等）

第32条 知事は、外来種（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）第2条第3号に定める特定移入動物を除く。）のうち、道内又は道内の特定の地域における生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるものを、指定外来種として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、当該指定の対象となる外来種の種類、本来の生息地又は生育地その他の規則で定める事項を定めてするものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定の案を告示しなければならない。
- 5 前項の規定による告示があったときは、利害関係人は、当該告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。
- 6 知事は、指定の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。
- 8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 知事は、事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないとき、指定を解除しなければならない。
- 10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。